

重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 孝楽園ショートステイセンター
介護保険事業者番号 1170600413
- (2) 所在地 埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地
- (3) 電話番号 048-739-3222
FAX番号 048-739-3224
- (4) 管理者氏名 施設長 太鼓 直人
- (5) 営業日及び営業時間 年中無休 8:30～17:30
- (6) 居室等 個室8室、4人居室7室（計36人分）
- (7) 通常の実施地域 春日部市、越谷市、さいたま市岩槻区、草加市、吉川市
野田市、松伏町
- (8) 職員配置 管理者1名・医師1名・生活相談員2名・介護職員12名
看護職員6名・機能訓練指導員1名・栄養士1名

2 サービスの内容

- (1) 介護保険の給付の対象となるもの
 - ・ 健康管理 ・排泄の援助 ・レクリエーション
 - ・ 居宅から事業所までの送迎
 - ・ 入浴（週に2回以上。入浴が出来ない場合には、適切な方法で清拭を行います）
- (2) 介護保険の給付の対象とならないもの
 - ・ 食費 ・特別行事に伴う実費
 - ・ 衣類貸出サービス ・日常生活上必要となる費用
 - ・ 送迎の際に有料道路を利用した場合の料金

3 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの1日あたり料金については、以下のとおりです。

(短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費)

【単独型従来型個室】

要介護度	費用額 (10割)	利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	4,948円	495円	990円	1,485円
要支援2	6,156円	616円	1,232円	1,847円
要介護1	6,662円	667円	1,333円	1,999円
要介護2	7,385円	739円	1,477円	2,216円
要介護3	8,129円	813円	1,626円	2,439円
要介護4	8,842円	885円	1,769円	2,653円
要介護5	9,565円	957円	1,913円	2,870円
送迎加算(片道)	1,900円	190円	380円	570円
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	61円	7円	13円	19円
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	134円	14円	27円	42円
療養食加算(1回) (1日3回を限度)	82円	9円	17円	25円
※緊急短期入所 受入加算 (利用開始から 7日を限度)	929円	93円	186円	279円
連続31日から 60日間の長期 利用をする場合 (要介護)	-309円	-31円	-62円	-93円

※連続60日を超える長期利用をする場合

(介護予防短期入所生活介護の場合は30日)

要介護度	費用額 (10割)	利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	4,565円	457円	913円	1,370円
要支援2	5,660円	566円	1,132円	1,698円
要介護1	6,084円	609円	1,217円	1,826円
要介護2	6,807円	681円	1,362円	2,043円
要介護3	7,561円	757円	1,513円	2,269円
要介護4	8,284円	829円	1,652円	2,486円
要介護5	8,997円	900円	1,800円	2,700円

(短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費)

【単独型従来型多床室（４人部屋）】

要介護度	費用額 (１０割)	利用者負担額		
		(１割)	(２割)	(３割)
要支援１	4,948 円	495 円	990 円	1,485 円
要支援２	6,156 円	616 円	1,232 円	1,847 円
要介護１	6,662 円	667 円	1,333 円	1,999 円
要介護２	7,385 円	739 円	1,477 円	2,216 円
要介護３	8,129 円	813 円	1,626 円	2,439 円
要介護４	8,842 円	885 円	1,769 円	2,653 円
要介護５	9,565 円	957 円	1,913 円	2,870 円
送迎加算（片道）	1,900 円	190 円	380 円	570 円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	61 円	7 円	13 円	19 円
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）	134 円	14 円	27 円	42 円
療養食加算（１回） （１日３回を限度）	82 円	9 円	17 円	25 円
※緊急短期入所 受入加算 （利用開始から ７日を限度）	929 円	93 円	186 円	279 円
連続 31 日から 60 日間の長期 利用をする場合 （要介護）	-309 円	-31 円	-62 円	-93 円

※連続 60 日を超える長期利用をする場合

（介護予防短期入所生活介護の場合は 30 日）

要介護度	費用額 (１０割)	利用者負担額		
		(１割)	(２割)	(３割)
要支援１	4,565 円	457 円	913 円	1,370 円
要支援２	5,660 円	566 円	1,132 円	1,698 円
要介護１	6,084 円	609 円	1,217 円	1,826 円
要介護２	6,807 円	681 円	1,362 円	2,043 円
要介護３	7,561 円	757 円	1,513 円	2,269 円
要介護４	8,284 円	829 円	1,652 円	2,486 円
要介護５	8,997 円	900 円	1,800 円	2,700 円

※緊急短期入所受入加算は短期入所生活介護のみの算定になります。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 加算率13.6% (1月につき 所定単位×13.6%)

ご請求金額は、介護報酬額(総単位)×地域区分(6級地)10.33円となります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービスについては、次のとおりです。

- ・食費 1日あたり1,860円 (朝390円、昼740円、夜620円、おやつ110円)
- ・滞在費 【4人部屋】1日あたり950円 【個室】1日あたり1,600円
※介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額とする。
- ・特別行事に伴う実費(参加希望のあった場合のみ)
- ・衣類貸出 1日あたり180円
- ・日常生活上必要となる費用 1日あたり300円
(内訳:レクリエーション及びクラブ活動の材料費、ハンドタオル・バスタオル洗濯代等)
- ・理美容代 実費
- ・送迎の際に有料道路を利用した場合の料金 実費
- ・医師・歯科医師の診察等で医療保険が適用になる場合の自己負担
医療保険で算定される額

実費利用料（食費及び滞在費）

			個室		4人部屋	
利用者 負担段階	所得状況	預貯金等の資産の状況	食費	滞在費	食費	滞在費
第1段階	・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円	380円	300円	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	600円	480円	600円	430円
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,000円	880円	1,000円	430円
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,300円	880円	1,300円	430円
第4段階	・上記以外の人		1,860円	1,600円	1,860円	950円

※ ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額とする。

4 利用料金の支払い方法

口座振替でのお支払いになります。

5 利用期間中の連絡先

利用期間中の連絡先は、文書による別段の合意のない限り、代理人（身元引受人）とします。その他の利用者の親族及び関係者との連絡及び調整については、事業者はその責任を負いません。

6 医療行為等について

- （１）当事業所では、一般的な健康状態のチェック及び家庭で行われるような医療的行為を越えた行為は法律上できないこととなっております。従って、医療が必要と考えられる場合には、代理人（身元引受人）と連絡を取り、主治の医師と連絡を取った上で、その指示によって対応することとなります。
- （２）緊急を要する医療行為が必要な場合で、代理人（身元引受人）、主治の医師の指示を受けることができない場合には、事業者の判断において、利用者の症状に対して最も適切な医療行為が可能と考えられる医療機関に受診させることがあります。
- （３）普段の介護の中で衛生材料等をお使いの場合には、入所期間中必要な量を持参していただくようお願いいたします。

7 事故発生時の対応について

ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合、市町村、ご利用者様のご家族、ご利用者様の係る居宅介護支援事業者に連絡を行い事故の状況及び事故に際して採った処置を説明し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。又、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為に基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、安全管理を行うものとします。当園は原則として身体拘束を行わない施設ですので、ご利用される方の事故は別の方法で防止することを心がけております。

8 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付けます。

- 苦情・相談受付窓口（担当者） 生活相談員
- 苦情解決責任者 施設長
- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30分から17：30まで

(2) 第三者委員

塚越 作美【地域代表】

春日部市六軒町117番地

電話：048-736-7341

伊藤 衛【地域代表】

埼玉県春日部市豊野町1-7-9

電話：080-3603-9057

- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30まで

(3) 行政機関その他苦情受付機関

各自治体の介護保険課

春日部市役所 048-736-1111

庄和総合支所 048-746-1111

越谷市役所 048-964-2111

さいたま市岩槻区役所 048-790-0111

草加市役所 048-922-0151

吉川市役所 048-982-5111

野田市役所 04-7125-1111

松伏町役場 048-991-2711

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

9 第三者評価の実施状況

あり なし

10 協力医療機関

医療法人 武里外科・脳神経外科

理事長 遠藤 賢

埼玉県春日部市大畑241-2

048-736-7516

診療科目：脳神経外科、外科、内科、皮膚科、放射線科

1 1 償還払いの場合

要介護認定の申請中、あるいは居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない等の理由により償還払い（サービス料金の全額を支払っていただき、その後、介護給付費の9割相当分が払い戻される）になっている場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

1 2 サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り、必要な措置を取ることがあります。その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）面会時間 9：30～17：30

ご面会の際には、事務所脇に備え付けの面会簿にご記入ください。また、飲食物の持ち込みは、衛生管理上の問題がございますのでご遠慮ください。

（3）食事時間

朝食 8：30～ 昼食 12：30～ 夕食 18：00～

（4）外出 外出をされる場合は、事前にお知らせください。

個人情報の利用目的

社会福祉法人孝楽会は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 孝楽会内部での利用目的
 - ① 孝楽会が利用者に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる孝楽会の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ ショートステイ入退所の管理業務
 - ・ 会計、経理業務
 - ・ デイサービス利用の管理業務
 - ・ 事故等の報告
2. 他の介護事業者への情報提供を伴う利用目的
 - ① 孝楽会が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診察に当たり、外部の医師の意見
 - ・ 助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ その他の業務
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 孝楽会内部での利用に係る利用目的
 - 孝楽会の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービス業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 孝楽会において行われる事例研究
 - ・ 孝楽会において行われる実習生への協力
2. 他の事業者等への情報提供に係わる利用目的
 - 孝楽会の管理業務のうち
 - ・ 外部委託業者への情報提供（業務委託契約書に規程）
 - ・ 外部監査機関への情報提供

尚、あらかじめ利用者本人及びご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【お問い合わせ先】

埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地
社会福祉法人 孝楽会
個人情報取扱責任者 太鼓 直人
TEL 048-739-3222
FAX 048-739-3224

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人孝楽会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイダンスを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人及びご家族の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

利用者本人及びご家族から、当法人が保有する個人情報についての質問やお問合せ、あるいは開示訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けします。

【お問い合わせ先】

埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地
社会福祉法人 孝楽会
個人情報取扱責任者 太鼓 直人
TEL 048-739-3222
FAX 048-739-3224

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項及び本書面に基づいて、個人情報の利用目的・個人情報保護に対する基本方針を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地

名 称 社会福祉法人 孝 楽 会

理 事 長 大 野 忠 明 印

事業所 孝楽園 ショートステイセンター

事業所番号 1 1 7 0 6 0 0 4 1 3

氏 名 高 玉 香 織 印

私及び家族は、重要事項及び本書面により、事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての個人情報利用目的・個人情報保護に対する基本方針の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

(家族代表) 住所

氏名 _____ 印 _____